

様式第1（第4条関係）

令和6年4月22日

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市山下町11番1号  
申請者の氏名 株式会社 鹿児島市役所  
代表取締役 鹿児島 太郎

## 補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市中小企業デジタル広告支援事業
補助事業等の目的 及び内容	自社商品□□□□の販売促進のため、アドネットワーク広告を広告 代理店へ委託するもの
交付申請金額	200,000円
添付書類	(1) 中小企業デジタル広告支援事業計画書（様式第1） (2) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第2） (3) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第3） (4) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4） (5) 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料 (6) 法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票の写し (7) 決算書



【所要経費内訳書】

区 分		金 額 (円)	積算根拠 (数量×単価) (円)	備 考
支 出	広告出稿料	240,000	3 か月×80,000 円	
	管理費	90,000	3 か月×30,000 円	
	デザイン費	90,000	3 か月×30,000 円	
	合計 (税抜)	420,000		
	消費税	42,000		
	合計 (税込)	462,000		

広告代理店への委託料は、  
記入例のように内訳がわかる  
ように記載してください。

※広告掲載見積書、広告設定画面（予算や掲載期間、オーディエンス等）、委託先の見積書などの積算根拠資料添付してください。

※各区分の金額は税抜金額で記入してください。

様式第2（第8条関係）

産支第 ー2号  
年 月 日

納税課長 殿

産業支援課長

鹿児島市税の納付状況の確認について（照会）

補助金の交付にあたり、下記の同意書提出に係る鹿児島市税の納付状況について、 年  
月 日までに回答をお願いいたします。

産業支援課 担当： （内線 ）

課長	係長	係

（太枠内を記入してください。）

## 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

鹿児島市長 殿

鹿児島市中小企業デジタル広告支援事業の応募に係る審査において、鹿児島市税の  
納付状況を確認することに同意します。

令和6年4月22日

所在地または住所 鹿児島市山下町11番1号

法人名または屋号 株式会社 鹿児島市役所

代表者職及び氏名 代表取締役 鹿児島 太郎

様式第3（第8条関係）

令和6年4月22日

鹿児島市長 殿

所在地または住所 鹿児島市山下町11番1号  
法人名または屋号 株式会社 鹿児島市役所  
代表者職及び氏名 代表取締役 鹿児島 太郎

**課税事業者・免税事業者届出書**

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者（一般課税制度・簡易課税制度）・**免税事業者**（消費税法第9条第1項及び地方税法第72条の7第1項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨届出します。

## 記

課税期間 令和6年4月 1日から  
令和7年3月31日まで

法人の場合：提出日を含む決算期間

個人の場合：令和6年1月1日から令和6年12月31日

令和7年1月以降に申請の場合は

令和7年1月1日から令和7年12月31日

（※該当する方を四角囲いし、該当しない方を線で取り消す。）

様式第4（第8条関係）

令和6年4月22日

鹿児島市長 殿

所在地または住所 鹿児島市山下町11番1号  
法人名または屋号 株式会社 鹿児島市役所  
代表者職及び氏名 代表取締役 鹿児島 太郎

## 暴力団排除に関する誓約・同意書

鹿児島市中小企業デジタル広告支援事業補助金交付要綱第3条第2項の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

## 記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等